



函館市監査公表第24号

函館市長から、財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

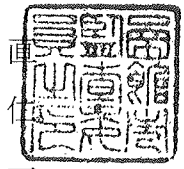
平成28年6月29日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松

函館市監査委員 吉 田 崇 一

函館市監査委員 阿 部 善 一





函 土 施
平成 2 8 年 6 月 2 1 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	土木部		
監 査 の 種 類	定期監査・ <u>財政援助団体等監査</u> ・その他（ ）		
監査等実施期間	平成28年1月12日～平成28年4月25日	講評日	平成28年5月9日
調査対象事項名	公の施設の指定管理者監査 施設名 函館市熱帯植物園 団体名 特定非営利活動法人函館エコロジークラブ		
<u>指摘事項</u> 意見・要望事項			
<p>市の行政財産の管理は地方自治法第149条第6号により市長の権限とされており、行政財産の目的外使用許可は管理権に基づき市長の権限により行われるものであるため、市が所有する植物園の建物および構築物における指定管理者の自動販売機設置に係る行政財産の目的外使用については、市において許可すべきところ、当該施設の土地を所有する企業局において許可していたことから、法に則った適切な事務の執行を図られたい。</p> <p>また、公金の収納事務の取扱いについては、函館市会計規則第28条の4の規定によりその例によることとされた第93条の規定により、公金収納受託者は、現金出納簿を備え、日日の出納の詳細を記載すべきところ、「函館市熱帯植物園使用料等収納事務処理要領」にはその旨の記載がされておらず、指定管理者は現金出納簿を備えていなかったことから、当該事務処理要領を見直すとともに、指定管理者に対し、現金出納簿を備えるよう指導されたい。</p>			
措置内容、対応・考え方等			
<p>○ 自動販売機設置に係る行政財産の目的外使用における許可については、市企業局から土木部へ移管されている建物および構築物上に設置する自動販売機であることから、平成28年度から市が許可しております。</p> <p>○ 公金の収納事務の取扱いに係る事務処理要領の見直しについては、指定管理者が現金出納簿を備えるよう「函館市熱帯植物園使用料等収納事務処理要領」を改定し、平成28年度から使用料収納事務の委託を行っております。</p>			